

外国人労働者受入企業の皆様へ

平素より、京都北都信用金庫をご愛顧いただき誠にありがとうございます。

当金庫では、マネー・ローンダリング対策の一環として、外国人のお客さまの口座開設の際には在留カードによる在留期間等の確認をさせていただいております。

受入企業の皆様におかれましては、外国人労働者が預金口座の不正譲渡などの犯罪に巻き込まれることがないように、次のことについてご指導ならびにご協力いただきたくお願い申し上げます。

①外国人労働者が帰国される場合

⇒預金口座の解約手続きを行うようご指導をお願いいたします。

②在留期間を更新し、引き続き雇用される場合

⇒お取引店舗にその旨をお届けいただくようご指導をお願いいたします。

なお、受入企業の皆様に対し、預金口座を開設された外国人労働者についての在職状況等、①および②に関する情報提供を依頼する場合がございます。その際はご理解とご協力をいただきますよう重ねてお願い申し上げます。